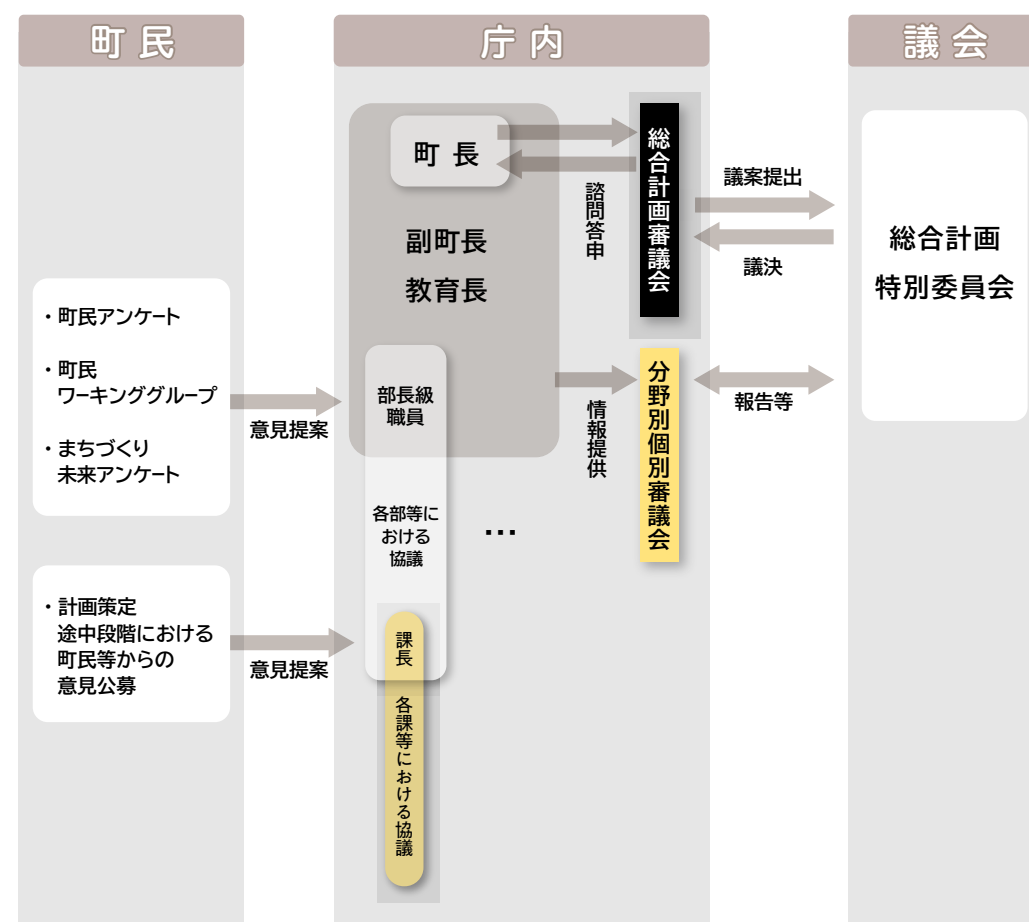


資料編

01 策定体制

総合計画の策定にあたっては、町民と行政が力を合わせ、総合的かつ計画的なまちづくりが実現できるよう、町民、有識者、議会、職員から意見等を結集し、策定作業を進めました。



02 葉山町総合計画策定条例

2011年に地方自治法の一部が改正され、市町村における基本構想策定の法的な義務はなくなりましたが、引き続き、総合的かつ計画的な町政運営を行うためには、まちづくりの基本理念、目指すべき将来像を定める総合計画の策定が不可欠であることから、その策定根拠等を明確にし、必要事項を定めるため2013年に「葉山町総合計画策定条例」を制定しました。

葉山町総合計画策定条例

葉山町総合計画策定条例

平成25年10月8日規則第15号

（趣旨）

第1条 この条例は、総合的かつ計画的な町政の運営を図るため、本町の総合計画の策定について、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 総合計画 将来における本町の目指すべき姿と進むべき方向についての基本的な指針であり、基本構想、基本計画及び実施計画からなるものをいう。
- (2) 基本構想 まちづくりの基本理念であり、目指すべき将来像及びこれを達成するための基本目標や施策の大綱を示すものをいう。
- (3) 基本計画 基本構想を具体化し実現するための施策の基本的な方向を総合的かつ体系的に示すものをいう。
- (4) 実施計画 基本計画で示される施策を実現するための具体的な事業を示すものをいう。

（計画の策定）

第3条 町長は、総合計画を策定し、これに即して町政を運営するものとする。

（総合計画審議会への諮問）

第4条 町長は、基本構想又は基本計画を策定し、又は変更するときは、葉山町附属機関の設置に関する条例（平成7年葉山町条例第13号）第2条に規定する葉山町総合計画審議会に諮問するものとする。

（意見の聴取）

第5条 町長は、基本構想又は基本計画を策定し、又は変更するときは、町民から意見を聴くものとする。

（策定過程における報告）

第6条 町長は、基本構想又は基本計画を策定し、又は変更するときは、その過程において、その基本的な事項を議会に報告するものとする。

（公表）

第7条 町長は、総合計画を策定し、又は変更したときは、その内容を公表するものとする。

（他の計画との関係）

第8条 町長その他の執行機関は、分野別又は事業別の計画を策定し、又は変更するときは、総合計画との整合を図るものとする。

（委任）

第9条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に策定されている第三次葉山町総合計画は、この条例の規定により策定されたものとみなす。

03 町民参加

総合計画の策定段階において、町民の意見や提案を幅広く反映するため、様々な町民参加・参画の機会を設けました。

1. 第五次葉山町総合計画の策定に向けたアンケート調査

1 調査の目的

このアンケート調査は、第五次計画の策定にあたり「目指すまちの姿」や「まちづくりの方向性」などを検討する際の基礎資料として活用することを目的に実施しました。

2 調査方法

調査対象	18歳以上の町民から無作為に抽出した1,500名
調査方法	郵送による配布・回収もしくはWebフォームによる回答
調査時期	2023年2月

3 回収状況

配布数	回収数（有効回収数）	回収率
1,500票	516票	34.4%

2. 第五次葉山町総合計画町民ワーキンググループ

1 実施の目的

このワーキンググループは、第五次計画の策定にあたり、ワーキンググループを通じて「町の強み・弱み」「町の将来像」や「町の目指す姿（キャッチフレーズ）」について広く町民から意見を聴き、計画策定の基礎資料として活用することを目的に実施しました。

04 議会の取組み

2 対象・参加者

対 象	18 歳以上の町民から無作為に抽出した 1,500 名（第五次葉山町総合計画の策定に向けたアンケート調査とは別の 1,500 名）
参加者	50 名

3 開催日時

第 1 回	2023年3月 4日（土） 10：00～12：00 20名出席
第 2 回	2023年3月 4日（土） 13：00～15：00 15名出席
第 3 回	2023年3月12日（日） 10：00～12：00 15名出席

3. まちづくり未来アンケート

1 調査の目的

このアンケート調査は、第五次計画を策定するにあたり、町の未来を担う子どもたちに「町の強み・弱み」「定住意思」「将来への想い」等を聞くことで、計画を検討する際の基礎資料として活用することを目的に実施しました。

2 調査方法

調査対象	町立小学校6年生及び町立中学校3年生
調査方法	Webフォームによる回答
調査時期	2023年6月～9月

3 回収状況

児童生徒数（2023.5.1時点）	収数（有効回収数）	回収率
527名	388票	73.6%

葉山町議会では、総合計画の策定に合わせ、総合計画特別委員会を設置し、策定過程から行政と意見交換を行うとともに、調査及び審査を行いました。

1 総合計画特別委員会開催状況

開催日	内 容
2023年6月28日	・総合計画特別委員会を設置
2023年8月31日	・町民アンケート、ワーキンググループ報告 ・策定スケジュール など
2023年10月2日	・策定における背景 ・策定方針 など
2023年12月5日	・基本構想・基本計画の体系（案） ・まちづくり未来アンケート報告 ・基本構想骨子案 など
2024年3月8日	・基本構想骨子案 ・基本計画構成案 ・将来人口について など
2024年6月12日	・総合計画素案
2024年10月1日	・パブリックコメントの結果 ・総合計画案 ・答申
2024年12月4日	・委員会として第五次葉山町総合計画を可決
2024年12月13日	・令和6年第4回定例会本会議において、第五次葉山町総合計画を可決
2025年1月30日	・第五次葉山町総合計画デザイン など

2 総合計画特別委員会委員名簿

委員長	待寺 真司
副委員長	石岡 実成
委 員	三浦 大輝
委 員	星 加代子
委 員	中村 和雄
委 員	窪田 美樹
委 員	土佐 洋子
オブザーバー（議長）	伊東 圭介

05 総合計画審議会

総合計画の策定及び実施に関する事項につき町長の諮問に応じて調査審議し、その結果を答申しました。

1 葉山町総合計画審議会規則

葉山町総合計画審議会規則

平成7年7月8日規則第24号

（趣旨）

第1条 この規則は、葉山町附属機関の設置に関する条例（平成7年葉山町条例第13号）第2条の規定に基づき設置された葉山町総合計画審議会（以下「審議会」という。）の組織、所掌事務、運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

（所掌事務）

第2条 審議会は、町の総合計画及びこれに準ずる総合的な計画の策定及び実施に関する事項につき町長の諮問に応じて調査審議し、その結果を答申し、又は意見を建議するものとする。

（委員）

第3条 審議会の委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- （1） 行政機関及び公共的団体の職員
- （2） 学識経験を有する者
- （3） その他町長が必要と認める者

- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。

（会長）

第4条 審議会に会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指定する委員がその職務を代理する。

（会議）

第5条 審議会の会議は、会長が招集する。

- 2 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

（部会）

第6条 審議会は、その所掌事務に係る専門的事項を分掌させるため部会を置くことができる。

- 2 部会に属する委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員の互選により選出する。
- 4 部会長は、部務を掌理し、部会の経過及び結果を審議会に報告する。

（特別委員）

第7条 部会において、当該専門事項を調査審議するため必要があると認めるときは、部会に特別委員を置くことができる。

- 2 特別委員は、部会ごとに3人以内とする。
- 3 特別委員は、学識経験を有する者その他適当と認める者のうちから町長が委嘱する。
- 4 特別委員の任期は、当該専門事項に関する調査審議が終了したときまでとする。

（庶務）

第8条 審議会の庶務は、政策課において処理する。

（委任）

第9条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成10年3月30日規則第18号）

この規則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月27日規則第5号抄）

- 1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成23年2月2日規則第4号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年3月18日規則第9号抄）

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。（後略）

附 則（平成27年7月28日規則第23号）

この規則は、平成27年8月1日から施行する。

2 葉山町総合計画審議会委員名簿

任期 2026 年 3 月 31 日まで

氏 名	所属など
伊藤 康孝	横浜銀行葉山支店長（2024年4月1日から）
臼井 正樹	神奈川県立保健福祉大学名誉教授
加藤 清	葉山町町内会連合会長（2024年5月19日まで）
近藤 大輔	神奈川県議会議員
高梨 麻美	町民代表
津吉 彰郎	葉山町町内会連合会長（2024年5月20日から）
富樫 俊夫	葉山町教育研究所教育指導員
早川 隆子	町民代表
福安 徳晃	町民代表
陸永 充弘	葉山町商工会 青年部部長
八木 麻衣	横浜銀行葉山支店長（2024年3月31日まで）

（五十音順・敬称略※肩書きは委嘱時のもの）

3 諮問書

葉山町総合計画審議会
会長 臼井 正樹 様葉政第 173 号
令和 5 年 9 月 11 日

葉山町長 山梨 崇仁

第五次葉山町総合計画に関する諮問について

葉山町総合計画策定条例第 4 条の規定に基づき、次のとおり諮問します。

【諮 問】

第五次葉山町総合計画に関する基本構想及び基本計画の樹立

4 答申書

令和 6 年 11 月 6 日

葉山町長 山梨 崇仁 様

葉山町総合計画審議会
会長 臼井 正樹

第五次葉山町総合計画の答申について

令和 5 年 9 月 11 日付け葉政第 173 号で諮問のありました第五次葉山町総合計画について、将来における葉山町の目指すべき姿と進むべき方向についての基本的な指針とするため、本審議会において慎重かつ活発に審議を行い、別紙のようにとりまとめましたので、答申いたします。

本審議会では、令和 5 年 8 月 8 日から令和 6 年 9 月 18 日まで延べ 9 回にわたり議論を重ね、町民からの意見募集や、葉山町総合計画特別委員会からのご意見、さらに本審議会の各委員から出された意見等を踏まえ、まとめました。その内容は、2040 年の葉山町のあるべき姿を示すものであり、ここに第五次葉山町総合計画として答申するものです。

なお、第五次葉山町総合計画では、変化の激しい時代に柔軟に対応するため、これまでとは計画の構成及び内容を大きく変更しました。そのため、第五次総合計画の推進にあたっては、日々、町民の声を丁寧に聴き、そのニーズに応じてきめ細やかに対応していくことが求められます。今後の計画の着実な推進によって「自分らしく、つながるまち」が実現することを期待します。

5 審議会開催経過

審議会	開催年月日	内 容
2023年度第1回	2023年8月8日	・策定方針 ・ウェルビーイングとまちづくり ・策定スケジュール
2023年度第2回	2023年9月11日	・諮問 ・人口減少がもたらす町への影響 ・町民の声（アンケート・WG）から見える町に望む姿
2023年度第3回	2023年10月20日	・計画期間・構成・体系 ・まちづくり未来アンケート速報
2023年度第4回	2023年11月27日	・基本構想骨子案①
2023年度第5回	2024年2月2日	・基本構想骨子案② ・基本計画構成案
2023年度第6回	2024年3月7日	・基本計画骨子案
2024年度第1回	2024年4月22日	・総合計画骨子案①
2024年度第2回	2024年6月3日	・総合計画素案
2024年度第3回	2024年9月18日	・パブリックコメントの結果 ・総合計画案 ・答申
	2024年11月6日	・町長への答申

06 行政計画等一覧

基本計画の政策分野及び基盤分野における「関連する行政計画等」内の行政計画やプロジェクト等の概要です。

● 教 育

計画等の名称	概 要	根拠法令等
葉山町教育ビジョン (2025年度～2032年度)	葉山町の教育施策に関する基本的な考え方を定めた計画	教育基本法
葉山町 スポーツ推進計画 (2025年度～2028年度)	地域全体にスポーツを推進する体制を作り上げるための計画	—
葉山町子ども 読書活動推進計画 (2023年度～2027年度)	家庭・地域・学校・町が連携し、子どもの読書活動の環境を整えていくための計画	子どもの読書活動の推進に関する法律

● 子育て・子育て

計画等の名称	概 要	根拠法令等
葉山町こども計画 (2025年度～2029年度)	こどもや若者に関する施策を総合的に推進するための計画	こども基本法 子ども・子育て支援法 次世代育成支援対策推進法 子どもの貧困対策の推進に関する法律 子ども・若者育成支援推進法

● 福 祉

計画等の名称	概 要	根拠法令等
葉山町高齢者福祉計画 介護保険事業計画 (2024年度～2026年度)	高齢者福祉施策及び介護保険事業の円滑な実施を図るための計画	老人福祉法 介護保険法
葉山町 地域福祉推進プラン (2025年度～2030年度)	高齢者や障害者、子育て世代等の生活上の課題に対する支援を、住民・地域・NPO や福祉関係者などが主体的に行うことができるようサポートするための計画	社会福祉法
葉山町 障害者福祉計画 (2024年度～2026年度)	障害がある人のための施策に関する基本的な計画及び障害福祉サービス等の提供体制について定めた計画	障害者基本法 障害者総合支援法 児童福祉法
葉山町 自殺対策計画 (2024年度～2028年度)	「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現をめざし、葉山町の自殺対策を総合的かつ効率的に推進するための計画	自殺対策基本法
葉山町障害者就労施設等からの物品等の調達 の推進等に関する方針 (毎年度策定)	障害者就労施設等からの物品等の調達の推進するための方針	国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律

● 保健・医療

計画等の名称	概 要	根拠法令等
葉山町健康増進計画 ・食育推進計画 (2024年度～2029年度)	住民、地域団体、関係機関、学校と行政が連携して、健康づくりと食育推進を実現するための計画	健康増進法 食育基本法
葉山町国民健康保険 データヘルス計画・ 特定健診等実施計画 (2024年度～2029年度)	町民の健康の保持増進を図ることを目的に、健康課題の把握や、特定健診や特定保健指導の実施をはじめとした町の特性に合わせた効果的な保健事業を実施するための計画	高齢者の医療の 確保に関する法律
葉山町新型インフル エンザ等行動計画 (2015年3月策定)	新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に関する事項等を定めた計画	新型インフルエンザ 等対策特別措置法

● 防災・救急

計画等の名称	概 要	根拠法令等
葉山町地域防災計画 (2025年3月策定)	災害から町民の生命、身体及び財産を保護するために、災害の予防、応急対策、復旧・復興についての事項を定めた計画	災害対策基本法
葉山町消防計画 (策定予定)	消防力充実強化を計画的に推進することを目的とした、消防体制の全般に係る基本的な計画	消防組織法
葉山町消防本部 緊急消防援助隊等 受援計画 (2023年4月策定)	大規模な災害等が発生し、緊急消防援助隊の応援を受ける場合に、緊急消防援助隊が円滑に活動できることを目的とした計画	消防組織法
葉山町 国民保護計画 (2025年4月策定予定)	武力攻撃事態等の発生、又はそのおそれがある場合に備え、町民の生命・身体・財産を保護し、被害を最小限にとどめるための計画	武力攻撃事態等にお ける国民の保護のた めの措置に関する法 律
葉山町 国土強靱化地域計画 (2022年3月策定)	大規模自然災害などの被害を最小限に抑え、迅速な復旧・復興を可能にすることを目的とする計画	強くしなやかな国民 生活の実現を図るた めの防災・減災等に 資する国土強靱化基 本法
葉山町 交通安全計画 (2021年度～2025年度)	交通事故のない安全・安心な生活の実現に向け、交通安全に関する総合的かつ長期的な施策を定めた計画	交通安全対策基本法
葉山町 個別避難計画 (一人ひとりに合わせて策定)	高齢者や障害者等の避難行動要支援者一人ひとりの状況に合わせて、災害時の個別の避難行動を記載する計画	災害対策基本法

● 都市環境

計画等の名称	概 要	根拠法令等
葉山町都市計画 マスタープラン (2025年度策定予定)	町民と行政とが一緒になって、都市づくりを進めていくための基礎となる都市計画の基本的な方針を定めた計画	都市計画法
葉山町景観計画 (2010年6月策定)	景観計画の区域、良好な景観の形成に関する方針、良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項等を定めた計画	景観法
葉山町 耐震改修促進計画 (2022年度～2030年度)	2030年度までに耐震性が不十分な住宅の、2025年度までに耐震性が不十分な多数の者が利用する民間建築物の、それぞれのおおむねの解消を目指す計画	建築物の耐震改修の 促進に関する法律
葉山町 地域公共交通計画 (2025年度～2032年度)	地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保に資する地域公共交通の活性化等を推進するための計画	地域公共交通の 活性化及び再生に 関する法律
葉山町 空家等対策計画 (2025年度～2028年度)	空家等対策をより総合的かつ計画的に推進するための計画	空家等対策の推進に 関する特別措置法

● 産業・観光

計画等の名称	概 要	根拠法令等
農業経営基盤の 強化の促進に関する 基本的な構想 (2023年9月策定)	葉山町において効率的かつ安定的な農業経営を営む者を育成するための指標や農用地の利用集積に関する目標を定めたもの	農業経営基盤 強化促進法

● 自然環境

計画等の名称	概 要	根拠法令等
葉山町 環境基本計画 (2022年度～2030年度)	葉山町の自然・社会環境の特性、まちづくりの方向性を十分考慮しながら、様々な環境問題に対する取組みを推進するための計画	環境基本法
はやま気候 非常事態宣言 (2021年3月表明)	地球温暖化に起因する気候変動が葉山町にとっても著しい脅威となっていることを認識し、全町一丸となって気候非常事態に取り組んでいくことを表明した宣言	—
葉山町地球温暖化 対策実行計画 (2025年度～2030年度)	温室効果ガスの排出量削減等を図るための計画	地球温暖化対策の推進に関する法律
葉山町 緑の基本計画 (2016年度～2025年度)	緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画	都市緑地法
葉山町 森林整備計画 (2023年度～2032年度)	適正な森林施業の実施による健全な森林資源の維持造成を図るための計画	森林法
葉山町台湾リス 防除実施計画 (2021年度～2025年度)	台湾リスによる生態系への影響、生活環境への被害、農林業被害の低減、町からの排除を推進するための計画	特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律
葉山町 鳥獣被害防止計画 (2024年度～2026年度)	鳥獣被害防止施策を総合的かつ効果的に実施するための計画	鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律
葉山町 ごみ処理基本計画 (2017年度～2026年度)	葉山町から発生するごみの長期的かつ総合的な処理について基本的な事項を定めた基本計画	廃棄物の処理及び清掃に関する法律
鎌倉市・逗子市・ 葉山町ごみ処理 広域化実施計画 (2020年度～2029年度)	近隣市町で連携し、安心・安全で効率的かつ持続可能な廃棄物処理体制の構築を目指すとともに、廃棄物の3Rの推進を図る計画	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 循環型社会形成推進基本法
容器包装廃棄物 分別収集計画 (2023年度～2027年度)	循環型社会の実現に向けて、町内における容器包装廃棄物の3Rにかかる取組みを推進するための計画	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律
葉山町災害廃棄物 処理計画 (2024年2月策定)	災害廃棄物を適正かつ円滑・迅速に処理・処分し早期の復旧及び復興に資し、環境保全の確保を目的とした計画	災害対策基本法 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 災害廃棄物対策指針
葉山町一般廃棄物 処理実施計画 (毎年度策定)	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律	廃棄物の処理及び清掃に関する法律
はやま クリーンプログラム (2019年10月開始)	プラスチックごみゼロ、SDGsの実現に向けた葉山町独自の環境配慮の取組み	—

● 文 化

計画等の名称	概 要	根拠法令等
国指定史跡長柄桜山古墳群整備基本計画書 (2011年3月策定)	国指定史跡長柄桜山古墳群の適切な保存と活用の実現に向けて、その具体化を図るために策定した計画	文化財保護法
ジェンダー平等プランはやま (2025年度～2028年度)	性別（ジェンダー）による不平等がなく、全ての人が個人として尊重され、個性と能力を発揮できる社会を実現するための計画	男女共同参画社会基本法 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律

● DX

計画等の名称	概 要	根拠法令等
葉山町DX推進基本方針 (2023年10月策定)	情報通信技術の動向など最新の状況を絶えず把握しながら、デジタル技術を活用し、新たな日常に対応した町民サービスおよび町役場業務への変革を全庁的に推進するための方針	デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針 自治体デジタル・トランスフォーメーション (DX) 推進計画

● 行 財 政

計画等の名称	概 要	根拠法令等
葉山町中期財政計画 (2025年度～2029年度)	中期的財政運営の指針を示し、健全な財政運営を維持していくための計画	—
協働のまちづくり指針～みんなでつくる葉山～ (2017年4月策定)	よりよいまちづくりのための取組みを、絶え間なくかつ効果的に進めていくために、協働をどのように取り扱っていったらよいかを整理した指針	—

● 公共施設

計画等の名称	概 要	根拠法令等
葉山町公共施設等 総合管理計画 (2017年度～2048年度)	葉山町の公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本方針を定めた計画	公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進について （総務大臣通知）
葉山町公共施設 個別施設計画 (2025年度～2032年度)	各施設に必要な機能を維持するため中長期にわたる整備の内容や時期、費用等を具体的に表した計画	—
葉山町 公共施設白書 (2014年3月策定)	葉山町の公共施設の現状を把握し、維持保全の課題を示したもの	—

● 広域連携

計画等の名称	概 要	根拠法令等
逗葉地域医療センターの 葉山町住民の利用に関する 協議書（逗子市） （2000年12月25日締結）	逗葉地域医療センターを葉山町の住民が利用することについて協議をしたもの	地方自治法
逗葉地域在宅医療・介護 連携相談室運営事業の負担等 に関する協定書（逗子市） （毎年度締結）	在宅医療と介護が連携して必要な支援を行えるよう 設置した「逗葉地域在宅医療・介護連携相談室」 の費用負担に関する協定	－
災害時における 横須賀三浦地域市町相互応援 に関する協定（三浦半島4市） （1995年8月25日締結）	災害時における三浦半島4市1町の相互応援に關する協定	－
災害時における相互応援に 関する協定（姉妹都市・友好都市） （草津町：2012年7月27日締結） （那須町：2021年7月1日締結） （下田市：2023年3月1日締結）	草津町、那須町、下田市それぞれと締結した災害時の 相互応援に関する協定	－
神奈川県下消防相互応援協定 （神奈川県下23市町） （2022年8月29日締結）	火災その他の災害が発生したとき、協定市町相互間の 消防力を活用して、災害による被害を最少限度に 防止し、火災の原因等の調査を実施し安寧秩序を保持 することを目的とした協定	消防組織法
三浦半島魅力最大化プロジェクト （神奈川県・三浦半島4市） （2025年度～2027年度）	神奈川県と三浦半島4市1町で「海」、「食」など、 三浦半島地域の多様な資源の魅力を生かし、地域の 活性化に取り組むプロジェクト	－
パートナーシップ宣誓制度の 相互利用に関する協定書 （三浦半島4市） （2021年1月1日締結）	三浦半島4市1町間で、住所を異動しても安心して いきいきと生活し、個性を発揮できるよう支援すること を目的に、相互利用の協定を締結したもの	－

● 人 材

計画等の名称	概 要	根拠法令等
人材育成・確保 基本方針 （2024年度策定）	複雑・多様化する行政課題に対応できる職員の育成・ 確保の推進及び職員の能力発揮を促進するための 方針	人材育成・確保基本 方針策定指針
葉山町職員ハラスメント の防止の指針 （2022年4月策定）	葉山町役場におけるハラスメントを防止するための 対応策等について示した指針	労働施策総合推進法 男女雇用機会均等法 育児・介護休業法
研修計画 （毎年度策定）	職員の資質向上と意識改革を図るための計画的な 人材育成に関する計画	－
特定事業主行動計画 （2025年度策定予定）	男女共に仕事と家庭を両立させ、充実した人生を送 ることができる、また、女性職員がその個性と能力 を十分発揮して活躍できる職場環境となることを目 指す計画	次世代育成支援対策 推進法 女性の職業生活にお ける活躍の推進に關 する法律
葉山町 障害者活躍推進計画 （2025年度策定予定）	障害者である職員の職業生活における活躍の推進 に関する取組みに関する計画	障害者雇用促進法

● 都市インフラ

計画等の名称	概 要	根拠法令等
都市計画道路の 見直し方針 （2014年3月策定）	都市計画道路の必要性を再検証し、その検証結果 に基づき「存続」「廃止」など今後の都市計画道 路の都市計画の方針についてとりまとめたもの	－
葉山町橋りょう長寿 命化修繕計画 （2024年度～2028年度）	老朽化していく橋りょうの安全性を確保しつつ、予 防的修繕等を実施することにより、維持管理費用 の縮減と橋りょうの長寿命化を図るための計画	道路法
葉山町生活排水処理 基本計画 （2016年度～2025年度）	公共下水道の整備や合併処理浄化槽の普及により 生活排水処理100%を目指す計画	廃棄物の処理及び 清掃に関する法律
葉山町公共下水道 変更事業計画 （2023年度策定）	5～7年間で実施する予定の下水道施設の配置等 を定める計画	下水道法
葉山町下水道事業 ストックマネジメント 計画 （2020年12月策定）	下水道施設全体を対象に、その状態を点検・調査 等によって客観的に把握、評価し、長期的な施設 の状態を予測しながら、点検・調査、修繕・改築 を一体的に捉えて下水道施設を計画的かつ効率的 に管理するための計画	社会資本整備 総合交付金交付要綱
葉山町下水道事業 経営戦略 （2021年度～2030年度）	組織（ヒト）、施設（モノ）及び財務（カネ）を一 体的にとらえ経営基盤を強化していくために、中長 期的な視野に立った経営の投資・財源計画	公営企業の経営に あたっての留意事項に ついて（総務省通知）

07 用語集

（用 語）

（意 味）

ア	
IoT（アイオーティー） （P.9）	Internet of Things の略で、日本語では「モノのインターネット」と訳されています。自動車や家電などのあらゆる物がインターネットにつながることで、新たな付加価値を生み出すことを可能とする技術のこと。
インクルーシブ教育 （P.29）	人間の多様性の尊重等を強化し、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能にするという目的の下、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ教育のこと。
SDGs （P.1、P.44、P.53）	Sustainable Development Goals の略で、日本語では「持続可能な開発目標」と訳されています。2015 年 9 月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に記載された、2030 年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。
AI（エーアイ） （P.9、P.25）	「Artificial Intelligence」の略で、日本語では「人工知能」を意味します。AI は一般的に、人間の言葉の理解や認識、推論などの知的行動をコンピュータに行わせる技術を指します。
オープンデータ （P.26、P.35）	国、地方公共団体及び事業者が保有する官民データのうち、国民誰もがインターネット等を通じて容易に利用（加工、編集、再配布等）できるよう、次のいずれの項目にも該当する形で公開されたデータのこと。

カ	
学校運営協議会 （P.30）	学校と地域住民等が力を合わせて学校の運営に取り組むことが可能となる「地域とともにある学校」への転換を図るための会議体のこと。学校運営協議会を設置した学校や、学校運営協議会制度を指して、コミュニティ・スクールと呼ばれています。コミュニティ・スクールでは、学校運営に地域の声を積極的に生かすことで、地域と一体となって特色ある学校づくりを進めていくことができます。
カーボンニュートラル （P.43、P.54）	温室効果ガスの排出量と吸収量を均衡させることを意味し、二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの「排出量」から、植林、森林管理などによる「吸収量」を差し引いて、合計を実質的にゼロにすること。
管理不全空き家 特定空き家 （P.40）	管理不全空き家とは、適切な管理が行われていないことによりそのまま放置すれば特定空き家等に該当することとなるおそれのある状態の空き家等のこと。 特定空き家とは、そのまま放置すれば倒壊などの著しく保安上危険となるおそれのある状態、著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態、その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあると認められる空き家等のこと。

高度経済成長期 （P.49）	1955 年ごろから 1973 年ごろにかけて、日本が急激な経済発展を遂げた時期のこと。
コホート要因法 （P.7）	人口推計の手法の 1 つで、年齢別人口の加齢にともなう生ずる年々の変化をその要因（死亡、出生、および人口移動）ごとに計算して将来の人口を求める方法のこと。

サ	
ジェンダーギャップ指数 （P.46）	スイスの非営利財団「世界経済フォーラム」が、経済、教育、健康、政治の分野毎に各使用データをウェイト付けして算出した指数のこと。0 が完全不平等、1 が完全平等を表しています。
循環型社会 （P.52、P.54）	循環型社会とは、製品等が廃棄物等となることが抑制され、製品等が循環資源となった場合においてはこれについて適正に循環的な利用が行われることが促進され、循環的な利用が行われない循環資源については適正な処分が確保される。これらによって天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会のこと。
ゼロ・ウェイスト社会 （P.26、P.44、P.54）	「ゼロ・ウェイスト」は英語で「ごみや無駄をゼロにする」の意味で、葉山町では、ゼロ・ウェイストの理念のもと、ごみの資源化・減量化に正面から取り組み、資源の無駄を可能な限り減らすとともに、処理の効率化を進め、ごみ処理をめぐる無駄をなくす社会の実現を目指しています。

タ	
地域学校協働活動 （P.30）	地域の高齢者、成人、学生、保護者、PTA、NPO、民間企業、団体・機関等の幅広い地域住民等の参画を得て、地域全体で子どもたちの学びや成長を支えるとともに、「学校を核とした地域づくり」を目指して、地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働して行う様々な活動のこと。

ナ	
2024年問題 （P.40）	2024 年問題とは、働き方改革関連法により、自動車運転業務の時間外労働時間の上限規制が 2024 年 4 月から適用されることによって生じるさまざまな問題のこと。
2040年問題 （P.7）	少子化による急速な人口減少と、団塊ジュニア世代（1971 年～ 1974 年生まれ）を中心とする世代が高齢者（65 歳以上）になることで、高齢者人口が最大となる 2040 年頃に、日本社会が直面すると予測されている内政上の危機のこと。

農林業センサス 漁業センサス (P.4)	国の基幹統計調査の1つで、農林業施策または水産行政施策の企画・立案・推進のための基礎資料となる統計のことで、どちらも5年ごとに実施されます。
----------------------------	--

ハ	
葉山牛 葉山クイーンビーフ (P.41)	葉山牛とは、三浦半島酪農組合連合会が定める葉山牛生産基準および葉山牛出荷基準を満たす黒毛和種の未經産雌牛並びに去勢牛のこと。 葉山クイーンビーフとは、葉山町の石井ファーム及び三浦市の(有)コーシンファーム、いずれかの牛舎で肥育された、黒毛和種で月齢32月以上の未經産雌牛のこと。
フリースクール等 (P.30)	フリースクールやオルタナティブスクール等の、多様な学習の機会や体験の場をNPO等が提供する民間の教育機関のこと。その規模や活動内容は多種多様で、民間の自主性・主体性の下に設置・運営されています。
ブルーカーボン (P.43、P.54)	2009年10月に国連環境計画（UNEP）の報告書において、藻場・浅場等の海洋生態系に取り込まれた炭素が「ブルーカーボン」と命名され、吸収源対策の新しい選択肢として提示されました。 ブルーカーボンを隔離・貯留する海洋生態系として、海草藻場、海藻藻場、湿地・干潟、マングローブ林が挙げられ、これらは「ブルーカーボン生態系」と呼ばれます。

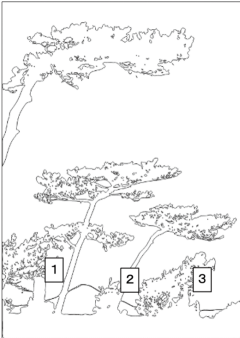
マ	
未病 (P.35、P.53)	神奈川県では、心身の状態を健康と病気の二分論の概念で捉えるのではなく、「健康」と「病気」の間を連続的に変化するものとして捉え、この全ての変化の過程を表す概念を「未病」としています。

ヤ	
ヤングケアラー (P.32、P.53)	本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子どものこと。責任や負担の重さにより、学業や友人関係などに影響が出てしまうことがあります。

ラ	
6次産業化 (P.41、P.54)	一次産業としての農林漁業と、二次産業としての製造業、三次産業としての小売業等の事業との総合的かつ一体的な推進を図り、地域資源を活用した新たな付加価値を生み出す取組みのこと。

ワ	
ワーク・ライフ・バランス (P.50)	誰もがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たす一方で、子育て・介護の時間や、家庭、地域、自己啓発等にかかる個人の時間を持てる健康で豊かな生活ができるよう、働くすべての方々が「仕事」と「生活」との調和をとり、その両方を充実させる働き方・生き方のこと。

本計画の表紙・裏表紙・目指すまちの姿で使用した写真・イラストは、Instagramで「#葉山歩き」のキーワードで投稿された写真や町広報写真、AIによるイラストを使用しています。

表紙の写真	
	森戸海岸裏・森戸神社の松林（町広報写真） Japan Times Satoyama フォトコンテスト 2020 自治体部門優秀賞受賞作品 写真内の石碑 1 大典記念碑 2 源頼朝公別墅跡 3 高橋是清碑 下部の英文 Hayama became a town from a village on January 1,1925, and celebrated its 100th anniversary on January 1,2025. 和訳 葉山町は 1925 年 1 月 1 日に村から町になり、 そして、2025 年 1 月 1 日に町制 100 周年を迎えました。

目指すまちの姿の写真・イラスト				
1	2	3	4	1 @ chieanzai さん 2 @ sengenyama さん 3 町広報写真 4 町広報写真
5	6	7	8	5 Canva ドリームラボを使用して作成した AI 画像 6 Canva ドリームラボを使用して作成した AI 画像 7 Canva ドリームラボを使用して作成した AI 画像 8 Canva ドリームラボを使用して作成した AI 画像
9	10	11	12	9 町広報写真 10 @ sailandcheer さん 11 @ yokoloweuno さん 12 町広報写真

裏表紙上部の写真			
1	2	3	4
5	6	7	8
9	10	11	12

1 @ smile_wanco さん
2 @ kouseides さん
3 @ wmpjadg_a さん
4 @ ayutet.suzuki さん
5 @ mayuko.maimai_78 さん
6 @ anponstyle さん
7 @ taika_kishida さん
8 @ akiyamayutaka さん
9 @ gen3gen さん
10 @ leo7000 さん
11 @ bodydoctor_hayama さん
12 @ y630.t さん

第五次葉山町総合計画基本構想・第1期基本計画

発行日 2025 年 3 月

発行 葉山町

〒 240-0192

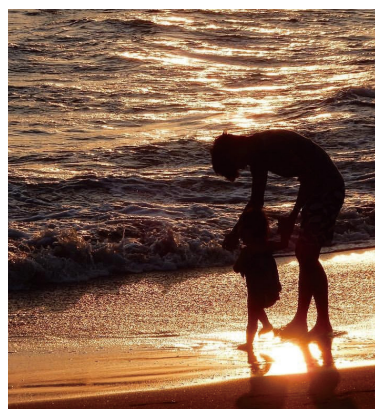
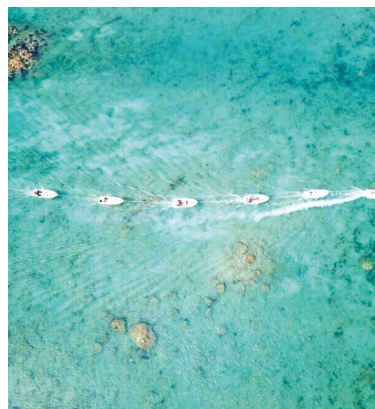
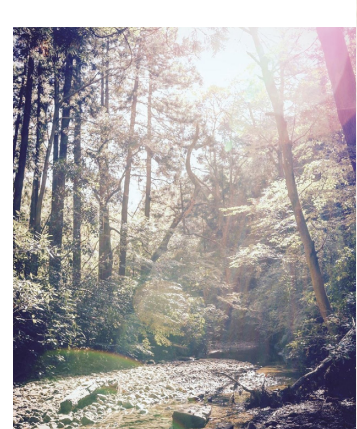
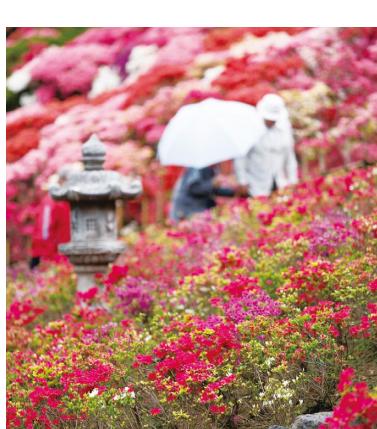
神奈川県三浦郡葉山町堀内 2135 番地

電話 046-876-1111 (代表)

FAX 046-876-1717

<https://www.town.hayama.lg.jp/>

編集 葉山町 政策財政部 政策課



<https://www.town.hayama.lg.jp>

第五次葉山町総合計画基本構想・第1期基本計画